

法文化学会第 27 回研究大会ご案内

法文化学会会員各位

拝啓

初秋の候、会員の皆様におかれましては益々ご清祥のことと存じお慶び申し上げます。さて、
ニューズレターにおいてお知らせ致しました法文化学会第 27 回研究大会を下記の要領にて開催
致しますので、皆様におかれましては、万障お繰り合わせの上、ご参集賜りますようご案内申
し上げます。

敬具

2025 年 9 月 27 日

法文化学会第 27 回研究大会準備委員会

記

日時：2025 年 11 月 15 日（土）13 時～17 時、11 月 16 日（日）10～13 時

会場：熊本大学黒髪北地区（〒860-8555 熊本市中央区黒髪 2-40-1）文法棟 2 階 A1 講義室

※控え室：文法棟 1 階くまトヨ講義室

懇親会会場：壺之倉庫（〒860-0848 熊本市中央区南坪井町 2-8）

大会参加費：1000 円

懇親会費：5000 円

※ 参加費・懇親会費は、当日受付にてお支払い下さい。

※ 未納の学会費は、受付時にお納め下さい。

※ 昼食・宿泊のお手配は致しません。

※ ヴィジター向け学内 Wifi と eduroam (<http://www.cc.kumamoto-u.ac.jp/node/200>) をご利用い
ただけます。

※ 本大会のお問い合わせは、事務局・坂井大輔 (d.sakai@chiba-u.jp) にご連絡ください。

大会次第

大会テーマ：道徳感情の法文化（Legal Culture of Moral Sentiments）

共催：熊本大学法学部附属地域の法と公共政策教育研究センター（エルペルク）

11月15日（土） ※開場12時～

13：00～13：05 開会の挨拶：大日方信春（熊本大学）

13：05～13：10 大会テーマ「道徳感情の法文化」趣旨説明：太田寿明（熊本大学）

13：10～14：00 テーマ報告①：栗辻悠（関西大学）

「古代ローマ世界の法廷弁論における感情

——クインティリアヌスによる弁論術の教科書を題材にして」

14：10～15：00 テーマ報告②：梅澤彩（熊本大学）

「出自を知る権利の保障と個人の尊厳——その限界と可能性」

15：10～16：00 テーマ報告③：太田寿明（熊本大学）

「18世紀スコットランド法哲学における「党派」の問題」

16：10～17：00 テーマ報告④：岡田行雄（熊本大学）

「保護司制度改革の行方——このまま世界標準となって良いのか？」

18：00～ 懇親会（壺之倉庫）

2日目：11月16日（日） ※開場9時半～

10：00～10：50 テーマ報告⑤：茂木明奈（白鷗大学）

「人身損害の賠償に対する道徳感情の影響——逸失利益の算定と素因減額を中心に」

11：00～11：50 テーマ報告⑥：本庄萌（長崎大学）

「動物保護法における感情の位置付け——「動物愛護」を中心に」

12：00～12：50 総会

12：50～13：00 閉会の挨拶：出口雄一（慶應義塾大学）

※各報告終了後に10分間の休憩時間があります。

※報告タイトルは変更の可能性があります。

大会報告要旨

テーマ報告①

古代ローマ世界の法廷弁論における感情

——クインティリアヌスによる弁論術の教科書を題材にして——

栗辻悠（関西大学）

法学の初学者に向けた授業では往々にして、「この被告人は許せないので重く罰する」「この被害者は可哀想なので十分な賠償金をもらえるようにする」といった理由づけに出会う。そんなとき法学の教員としては、これらの感情論は法律家が主導する現代の裁判において有効な論拠ではない、と教えざるを得ないであろう。しかし人間同士の紛争を解決する裁判の歴史において、感情を排した法学というフィルターによって濾過された審理のあり方はむしろ特殊である。法学の祖とされる古代ローマ世界における法廷もまた、感情が激しく戦わされるアリーナであった。

そもそも古代ローマの裁判の主役は、最高レベルの教養であると同時に法廷に直結する技能をも涵養する「弁論術 *ars rhetorica*」であった。ローマ法の「精緻な」議論はせいぜいのところ一つの論点に過ぎず、裁判の勝敗は説得に効果的なあらゆる手段を駆使して争われた。法廷弁論家はその状況にあって、感情の操作を強力な武器として認識し、自らの側にとって有利な感情を聴き手に生じさせようと努めていた。そのような彼らは現代の法律家からすれば、非理性的な扇動家に見えてしまうかもしれない。

しかし、感情論も含めて論拠がいわば「なんでもあり」だということは、その論じ方までもが野放図なものであることを意味しない。共和政末期のキケローを淵源として、帝政期にかけて活躍した優れた法廷弁論家たちは、時に制御しきれないほどの感情の荒々しい力はそのままに、意図した通りに聴き手の感情を操作するための技法を修得可能な要素として弁論術の中に落とし込もうとしていた。

本報告では、帝政期ローマにおける弁論術の一つの到達点であるクインティリアヌスの『弁論家の教育』という教科書的著作を主たる分析対象に据えて、発達した法学を有しつつも法実務がそれに必ずしも拘束されていない法文化のもとにおいて、感情にかかる論拠がまずどのように役立ち、逆にどのような危険を孕み、そして法廷における説得という最終目的においてどう位置付けられると考えられていたのかを具体的にみていく。感情を法学教育からは放逐しつつ、新たな光を今日こうして当てている我々の法文化においても、古代ローマの弁論術は興味深い視角を提供する可能性があるだろう。

テーマ報告②

出自を知る権利の保障と個人の尊厳

——その限界と可能性——

梅澤彩（熊本大学）

出自を知る権利とは、一般に、「どのような方法で現在の親子関係になったのか」、「自分の生物学上の親は誰なのか」について知る権利であるとされる。

子の出自を知る権利が意識されるのは、「生みの親」（生物学上の親）と「育ての親」が異なる里子や養子、生殖補助医療を用いた親子関係、医療過誤（産院での取り違い等）に起因する親子関係等においてである。

日本においては、出自を知る権利そのものについて規定する法律は存在しない。このため近年では、同権利の保障を求めて、生殖補助医療で出生した当事者、養子縁組の当事者、匿名出産で生まれた当事者（「こうのとりのゆりかご」に預け入れられた当事者）が様々な活動を展開している。さらに、新生児あっせん事件（菊田医師事件）の当事者として、自身の生い立ちに関する情報提供を呼びかけたいとして、マスコミの取材に応じる者も現れている。このような当事者の多くは、生物学上の親個人を特定できる情報の開示を求めている。

この点と関連して、東京地判令和6年4月21日は、東京都が設置した産院での取り違いが発生した結果、生みの親とは異なる者が育ての親となった事案であるが、裁判所は、子が生物学上の親との関係性を切断されないこと、出自に関する情報を知ること自体も、憲法13条が保障する個人の人格的生存に重要なこととして、法的利益として位置付けられているとした。さらに、子どもの権利条約等が保障する自己の出自を知る権利等は、日本の国民にも直接保障されているとした。

本報告では、上記のような出自を知る権利の現状をふまえ、同権利の保障にむけての現状と課題を整理するとともに、権利保障にあたっての限界と可能性について検討する。

テーマ報告③

18 世紀スコットランド法哲学における「党派」の問題

太田寿明（熊本大学）

道徳感情の法哲学に難問を提起してきた概念として「党派（party, faction）」がある。党派は、歴史上、「一般意志（volonté générale）」すなわち「公共の利益（l'utilité publique）」を害する（ジャン・ジャック・ルソー『社会契約論』第2編3章）とも、「国家利益（the national interest）」に通ずる（エドモンド・バーク『今日の不満の原因』）とも観念される、極めてアンビヴァレントな概念として把握されてきた（Vgl. Klaus von Beyme, „Partei, Faktion“, in: *Geschichtliche Grundbegriffe*, Bd. 4, Stuttgart: Klett-Cotta, 1978, S. 677-733）。そして党派が情念を通じて最も緊張関係をもたらすものこそ法であることは、党派の合理性をめぐる標準的見解のひとつを示した（Richard Hofstadter, *The Idea of a Party System: The Rise of Legitimate Opposition in the United States, 1780-1840*, Berkeley: University of California Press, 1969, pp. 24-29）デイヴィッド・ヒュームすら、周知の通り、党派が激情を通じて法を毀損しうる——「党派は政体を転覆させ、法を無力にし、相互に助け合い、防衛し合うべき同国人の間に最も激しい敵意を生み出す」（田中敏弘訳「党派一般について」『道徳・政治・文学論集（完訳版）』名古屋大学出版会、2011年、46頁）——という厳しい認識のもとで党派論を展開した事実が物語っている。

以上のような、いわば法の「敵」になりうる党派の感情に対し、法哲学はいかなる態度を取ってきたのか？ この問題の学説史的究明は、今日のわれわれ自身にも新しい光を投げかける

はずである。

そこで本報告では、情念論に立脚した哲学的分析において傑出した理論的展開を見せ、かつその連関において自然法学的伝統を批判的に継承した独自性を持つ 18 世紀スコットランドの「道徳感情主義 (moral sentimentalism)」法哲学の党派論に焦点を定め、その法哲学史上の意味を探究する。

テーマ報告④

保護司制度改革の行方

——このまま世界標準となつて良いのか？——

岡田行雄（熊本大学）

犯罪者の立ち直りや非行少年の成長発達を社会内で支える制度として保護観察がある。全国の保護観察所に 1,000 人ほど配属されている保護観察官が形式上はその担い手であるが、これを事実上担っているのは、全国各地に 5 万人弱いる、非常勤公務員の保護司である。

2025 年 5 月にウィーンで開かれた国連犯罪防止刑事司法委員会で保護司制度が盛り込まれた日本主導の再犯防止に関する準則案が採択されたという。これを、保護司制度の「輸出」と捉える論調もある。

しかし、保護司の高齢化と保護司数の減少は進行し続けており、その改革が模索される現状にある。しかも、保護司が保護観察を担う犯罪者や非行少年には、障害や様々な被害が積み重ねられていることから、様々な困難を抱えている者も少なくなく、性犯罪や性非行を繰り返す者などには、とりわけそうした傾向が見られる。果たして、無報酬で必ずしも専門性が保障されていない保護司の熱意や善意で対応されるべきなのであろうか？

そこで、本報告では、日本において独自の発展を遂げてきたという意味で、日本の文化とも言える保護司制度をその歴史から振り返りつつ、近時の保護司制度改革論と様々な困難を抱えている保護観察対象者の現状を踏まえて、日本の保護司制度の意義と限界、そして、その改革のあるべき方向性について検討を加えることとしたい。

テーマ報告⑤

人身損害の賠償に対する道徳感情の影響

——逸失利益の算定と素因減額を中心に——

茂木明奈（白鷗大学）

民法が定める不法行為による損害賠償の制度は、人相互の接触により生じる損害の「公平」な分担のための制度であるとされる。道徳感情が変化すると、法や判例も変化する。法の側が変われば、道徳感情も追いついてくる。交通事故等における逸失利益の算定方法や、ある種のマジックワードである「公平」にも、それぞれの時代の道徳感情が織り込まれているように思

われる。

判例・裁判例は、道徳感情および法の変化を反映して、逸失利益の算定における格差を解消しようとしてきた。古くは相続説の採用、近年では年少者の逸失利益の平等化の流れが、その例である。しかし、道徳感情あるいは法整備が未発達なために、被害者間の大きな格差が依然残る。性別、家族の状況、障害の有無・程度、在留資格を加味した算定はもちろん、被害当時の被害者の収入を基礎とした算定でさえも、その例として挙げてよい。被害者の収入という一見すれば平等な基準が、実損害の填補という中立的な目的を追求しているようで、実ははじめから差別的ならば、これまでの議論の延長でいくらさらなる平等化を図っても、根本的な解決にならない。さらに、被害者の疾患の態様や程度などに照らして加害者に損害の全部を賠償させるのが「公平を失うとき」に素因減額を行う処理の根底にも、同様の問題が存在するのではないか。

本報告では、上記のような場面に道徳感情と法をめぐる問題の一端を見出しつつ、法の役割の再考を試みる。

テーマ報告⑥

動物保護法における感情の位置付け

——「動物愛護」を中心に——

本庄萌（長崎大学）

本報告は、動物保護法における感情の役割、とりわけ「愛」という感情語を含む「動物愛護」概念を手がかりに、人と動物の関係を規律する法における感情の位置づけを検討する。動物保護をめぐる議論は国内外で活発にみられるが、法に組み込まれる動物保護の理念や用語は一樣ではなく、国や地域によって主要な動物保護概念は異なりうる。

日本においては、「動物の愛護及び管理に関する法律」の法律名にもあるように、「愛護」(aigo) が中心的な概念として据えられてきた。同法は「愛護」の定義規定をもたないが、環境省は次のように説明する。すなわち、「動物の愛護とは、動物の取扱いに、その生命に対する感謝と畏敬の念を反映させること」である。この「愛護」には人の感情に働きかける、もしくは人の感情を掬い取る側面があり、日本では教育的な取り組みや人と動物の関係性を重視した政策が展開されている。

本報告では、このような「愛護」概念の法的・政策的意義を考察し、その可能性と限界を論じる。さらに、動物の苦痛の最小化を科学的根拠に基づき追求する欧州の「動物福祉」(animal welfare) との比較、および国際的に広がる Global Animal Law における非欧米圏の動物保護概念の位置づけを検討し、動物愛護の意義を明らかにすることを目指す。

参加方法について

申込方法

研究大会にご来場予定の方は、下記の Google フォーム・リンクから参加登録してください。
参加申込の〆切は 2025 年 10 月 24 日（金） となります。

※参加申込用 Google フォーム・リンク（下記の QR コードからもアクセスできます）

https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSdN_53Xg3SsPeyUVaxlvhhoUCTV8CyumwsRSWBgAbIfuef_vg/viewform?usp=header



会場までのアクセス

熊本大学黒髪北地区までのアクセスは、<https://www.kumamoto-u.ac.jp/campusjouhou> をご参照ください。会場の文法棟は、下図の黒髪北地マップ（<https://www.kumamoto-u.ac.jp/campusjouhou/kurokamikitaku>）の 4 番です。

